

2019
4月

ゆうひるば

遊通信
第170号



公開講演会「私たちの水道の未来」(2019年4月18日、札幌エルプラザにて)

特集 優生保護法をめぐって

講演報告『『救済』法案は真の謝罪・補償・検証につながるのか？』	・・・ 2
優生保護法被害者を支える市民の会の活動と今後の課題	・・・ 5
優生保護法と強制不妊手術をめぐる経緯	・・・ 6
当事者の声—小島喜久夫さんの陳述書から	・・・ 8
新型出生前診断 (NIPT) とは	・・・ 9

寄稿 アイヌ新法に思いをめぐらす	・・・ 10
報告 テッサ・モーリス=スズキさん講演会	・・・ 12
連載 フィールドワークな日々 (第77回)	・・・ 13
寄稿 遠山サキフチを偲んで	・・・ 14
浜崎じゅんさんからの手紙	・・・ 15
連載 東さんのボロボロ日記 (第101回)	・・・ 16
連載 きままに俳句 (第19回)	・・・ 18
事務局便り ほか	・・・ 19

特集 優生保護法をめぐって

旧優生保護法によって、不妊手術や中絶を強制された人たちに対する救済法案が国会で可決成立しました。明確な国の責任への言及もなく、あまりにも不十分な補償内容であるなど、課題は少なくありませんが、誰もが人として尊重される社会をめざす第一歩としたいと思います。そのために、旧優生保護法とはなんだったのか、優生思想とはどのようなものなのか、出生前診断等について考えたいと思います。

講演報告

『救済』法案は真の謝罪・補償・検証につながるのか？

4月12日、立命館大学生存学研究センター客員研究員「グループ・生殖医療と差別」「優生手術に対する謝罪を求める会」等々、長く優生保護法や女性と障害者の問題に取り組んでこられた利光恵子さんをお迎えして講演会が開催された。

利光さんは、「たくさんの被害者の方たちのお話を参考にしながら、戦後の日本でのように強制不妊手術が行われたのか、具体的な運用の実態の全体像を明らかにしたい。それを踏まえた上で今回の救済法が被害者の人権回復につながるのかどうか、みなさんと一緒に考えたい」と話された。日本における強制不妊手術の歴史的経緯と救済法案の課題を中心に、講演の概要をお伝えしたい。

優生手術の歴史的経緯

■国民優生法のもとで
ドイツの「ナチス断種法」を手本として、1940年国民優生法が成立。しかし当時は戦時中で多産を奨励、結果としてむしろ中絶禁止法として機能した。

■優生保護法成立

不良な子孫の出生防止と母性の生命健康の保護を目的として、1948年優生保護法成立。国民優生法よりも「優生」に関する規定強化。1952年には、遺伝性以外の精神病や知的障害も、保護義務者の同意を条件に、強制不妊手術の対象に加えられた。

■1960年代〜70年代初期

兵庫県「不幸な子どもを生まれない運動」をはじめ全国で、行政主体の障害児出生防止キャンペーンが行われ、強制不妊手術が実施された。1968年から羊水診断導入。

福祉コスト削減のための「障害児発生防止策」であり、まさに障害者のリプロダクティブ・ヘルス/ライツを奪う行為であった。

■強制不妊手術の三つの類型

- 1 本人の同意を要さない不妊手術
遺伝性疾患を対象に医師が申請。遺伝性でない精神病や知的障害についても保護者の同意を条件に実施。
- 2 本人の同意に基づくとされたものの実質的には強制的な状況下で実施された不妊手術

ハンセン病の場合、結婚の条件として手術を迫られた。聴覚障害者などの手術かわからないまま受けさせられたりした。

保健所が一体となって執拗に進めた。北海道では、1965年に親が書面で拒否したケースに対して、同法への理解が乏しいとして門前払いにして、手術実施の手続きが取られた。現場では保護者に再審査申請の方法があることすら知らせず、関係機関が一体となって強要していた。

障害女性に子宮摘出や放射線照射、男性が睾丸摘出までされたケースもあった。

■どのように行われたか
ある程度明らかになっている宮城県の場合についてお話ししたい。

■第4条、第12条による不妊手術の強制
第4条（遺伝性疾患を対象に、「公益上必要」な場合に、医師の申請にもつき優生保護審査会の決定によって実施）、第12条（遺伝性でない精神病や知的障害のある人を対象に、保護義務者の同意と優生保護審査会の決定によって実施）による不妊手術は本人の意見に反しても行うことができることとされた。

宮城県で強制手術をされたのが、20年以上前から被害を訴えていた飯塚淳子さん（仮名）、国賠訴訟を起こされた佐藤由美（仮名）さん、東京地裁に提訴された北三郎（仮名）さん。

国の統計によると、最低年齢というのが9

歳、10歳とか11歳とあって、小さな子どもが不妊手術を受けさせられている。疾患名は遺伝性精神薄弱が多く、宮城県の場合は約8割が精神薄弱となっている。

飯塚淳子さんは、宮城県の山村で生まれ、父親は病弱で母親が行商をして家計を支えていたが、生活保護

を受けていた。飯塚さんは、宮城県の山村で生まれ、父親は病弱で母親が行商をして家計を支えていたが、生活保護を受けていた。14歳の時、診察も説明もなく手術を受けさせられた。

彼女はかなり早い時期から自己情報の開示を請求していたが、県はその年S37年度の資料だけがないとして応じなかった。2015年、日弁連へ人権救済の申し立て。これが契機になっていまの流れにつながり、2018年、国に謝罪と損害賠償を求めて提訴。

宮城県では、1957年に「宮城県精神薄弱児福祉協会」が設立され、官民挙げての「愛の十万人県民運動」として、善意の名の下に優生手術が推し進められていた。飯塚さんが手術を受けさせられた60年代は毎年百人近い方が手術を受けさせられた。

北三郎さんは、複雑な家庭環境で育ち、孤独感からケンカに明け暮れるようになり、教護院に入所。当時教護院に収容された子どもたちが、犯罪予備軍ということで手術を強制されていた。



講演する利光恵子さん

が、異議があれば国の審査会に再申請、さらに提訴もでき、「人権の保障について十分配慮している」として強制を正当化。貧困などで児童施設などに入所していた子どもたちに優生手術が行なわれた。

恵子さん



滋賀県では、不妊手術を拒んだ親に対して県や町や

術をされた。1ヶ月後に同じ施設の先輩から不妊手術だということを知られた。

日弁連の意見書提出のニュースを見て連絡してくれたのが佐藤由美さん。1歳の時口蓋裂の手術の麻酔が原因で知的障害となった。だから遺伝性ではないはずなのに、15歳の時に「遺伝性精神薄弱」の診断名によって、強制不妊手術を実施された。術後は日常的に腹痛に悩まされ、手術による組織の癒着が原因で30代で右卵巣を摘出。2017年、宮城県に自己情報の開示請求、「優生手術台帳」に記載があり、行政文書で裏付けられた初めてのケースとなった。2018年、仙台地裁に提訴。

優生手術によって奪われたもの

強制不妊手術の被害者の方たちの話を聞いていて改めて思うのは、若い時に受けた手術が人生に大きな重荷を課してきたことではない。子どもを産む経験を剥奪されただけではない。人として性的な存在であることを否定された、自分を否定された。手術による長年にわたる体調不良もある。岩手の方は何度も悔しい悔しいと言われるが、屈辱感をずっと引きずっている。強制不妊手術は心と体にそれほど大きな被害を及ぼすものであった。そ

してそれは今も続いている。

最後に、母体保護法になった現代でも強制的な不妊手術は行われているという実態について触れておきたい。

求める会が一昨年行ったホットラインに連絡をくださった片方司さんは、18歳の時に統合失調症を発症。2003年、兄とケースワーカーからパイプカットをしないと一生退院できないと言われて手術を受けさせられた。

「救済」法案は、真の謝罪・補償・検証につながるのか

被害者の皆さんが一樣に口にされるのは、国に謝って欲しいということ。国策として運用されてきた。そういう意味では、国による謝罪が第一歩だと言える。

周知については、しっかり考えなくてはならない。本人が不妊手術を受けたことを知らない場合や、優生保護法に基づいたものだったということを知らない場合もある。

また、周知ということをまるで一時金支給のお知らせ、のように言われているが、大前提として国による反省と謝罪の表明を伝える、被害者の名誉回復のためにそれを伝える、それが周知である。そのためにも自治体に残っている資料で個人が特定できる場合は、

プライバシーに配慮しつつ本人に伝えるべきだと思う。

障害者団体の方が、自分たち知的障害者はわからないからと何も知らされないまま手術を受けさせられた。それと同じことが今起ころうとしている。被害者だと知らせるのは傷つくだろう、だから知らせないと言われる。しかしそれは自分たちにとっては許せないことだ。仲間や支援してくれる人たちがいればきちんと受け止められる、と言っていた。

被害者の思いを受け止めて相談ができる体制を作ること、形だけの調査に終わらないよう、国に加えて各自治体にも第三者性を担保した調査機関を設置して、きちんとした報告書にまとめ、再発防止に生かしていかなくてはならない。

「優生保護法の犯した罪」について検証することは、いまも連続と続く、病や障害を理由に不妊手術や中絶を強いた考え方や社会のありようを問うことでもある。強制不妊手術を正当化した考え方が、現在急速に進行する出生前診断、命を選別する技術の開発・普及につながっているのではないか、強制不妊手術をめぐる問題は決して過去の問題ではない。(報告・細谷 洋子)



優生保護法被害者を支える市民の会の活動と今後の課題
— 優生思想を障害当事者としての想いから

小谷 晴子

はじめに

私が、「優生思想」という言葉を知ったのは学生の頃にナチスドイツによるユダヤ人の大量虐殺の本を読んだからです。

その後、2016年7月に起きた神奈川県相模原市における知的障害者の入所施設である津久井やまゆり園の入所者19人が犠牲になった事件は、優生思想が今なお根深く残っていることを感じさせるものでした。

また、昨年1月に「旧優生保護法によって不妊にする優生手術を強制的に受けさせられたのは憲法違反」として宮城県の知的障害のある女性が仙台地裁へ国を提訴したことは、優生思想に対する歴史的な総括の場であると感じています。

そして、北海道でも提訴するための準備をしていた弁護士からの呼びかけを受けて、私たちは、障害当事者としてこの運動に参加しました。

私たちの取り組みと優生保護法被害者を支える市民の会の結成

昨年5月に私たちは、優生保護法被害者北海道弁護士とその呼びかけに賛同して集まった方々とともに小島喜久夫さんの提訴と記者会見に参加し、その後の打ち合わせで、今後の行動を話し合

ました。

同じく6月には、DPI北海道の主催で、被害

状況と被害が起きた背景や手法等を明らかにすることにより被害者の早期救済を実現するとともに優生思想を過去の問題ではなく、同じ過ちを繰り返さないことを目的として集会を開催しました。

この集会には、実名で提訴された小島喜久夫さんや国会議員、道庁、弁護士の方々を迎えて、この時点での状況と今後の課題を共有しました。なお、同月に道央の匿名のご夫婦が追加の提訴を行っています。

これ以降、私たちは弁護士との打ち合わせを重ね、傍聴行動や札幌地裁への要請書の提出及び学習会を開催し、昨年9月と今年4月には集会を行いました。

なお、「優生保護法被害者を支える市民の会・北海道」は、今年の1月22日に発足しました。

私たちは、優生手術は障害者の基本的人権の侵害であり、重大な犯罪行為であり、国は被害者への謝罪と賠償等を早急に実施すべきと訴えてきました。

しかし、超党派の国会議員連盟が被害者を救済するために作成し、今国会で成立が見込まれる救済法案では、この問題の責任の所在が曖昧、救済

対象者が限定的、補償内容等が不十分であるなど、私たちが期待していた内容とは異なるものでした。そのため、法案の修正を求める声が、全国で広がっています。

おわりに

残念ながら優生思想は、優生保護法が母体保護法に変わった今も、出生前診断・着床前診断等といったかたちで生き残っています。

私たちは、性別、年齢、出身地、障害の有無等で一部の人を排除する社会を否定します。私たちは、障害の程度・種別等に関わらず全ての人々は等しく価値ある存在であると信じています。そして、個々の違いと多様性が尊重され、誰もが取り残されない社会の実現こそが大切であると確信しています。

今回の裁判は、私たちが否定している優生思想を総括する場であり、私たちが支持する共生社会という価値観と選別・排除に基づく優生思想との闘いの場であるとの認識に基づき、この運動に参加しています。

小谷晴子(こたにはるこ)
優生保護法被害者を支える市民の会共同代表。DPI北海道ブロック会議理事。

特集

優生保護法と強制不妊手術をめぐる経緯

小野寺 信勝

1948年、優生保護法は超党派議員の手で両議院に提出され、全会一致で成立した。

障がい者に不妊手術と人口妊娠中絶を強い稀代の悪法は、日本国憲法下で産声をあげたことになる。産科医でもある谷口弥三郎は、1948年6月19日参議院厚生委員会優生保護法の提案理由を次のように説明している。「先天性の遺伝病者の出生を抑制すること、国民の更なる増加を防ぐ上からも、また民族の逆淘汰を防止する点からいっても必要である」。戦前の「産めよ、殖やせよ」の多産奨励は、敗戦により一転、戦後の引き揚げ者と復員による過剰人口問題への対策が課題になった。ここに優生思想が結びついた。犯罪性や貧困者という「劣悪者」は産児制限せず多産のため、これを放置すると「優秀者」の人口割合が減り、民族が弱体化すると考えられ、「劣悪者」とされた障がい者への不妊・中絶が正当化されたのである。そして、1952年には非遺伝性の精神病、精神薄弱が対象に加わるなど、優生政策は強化されていった。明らかな人権侵害であるにも関わら

ず、1996年に母体保護法に改正されるまで優生条項は残されたままであった。

旧厚生省の資料によれば優生手術の実施件数は全国で約1万6000件。1950〜60年代をピークにするが、記録上では1992年に福岡で10代の女性に対して行われたことがわかっていく。北海道は都道府県最多の2593件であり、宮城県の1406件を大きく引き離している。北海道の実施件数が多い理由は不明だが、道の政策に起因する事は間違いない。道は1951年の北海道精神衛生白書で優生手術の件数が「極めて僅少」と問題視し、道内の知的障害児施設に「積極的に(優生手術を)申請するよう」通知した。また、1960年代には全国に先駆けて「不幸な子どもを産まない道民運動」を推し進め、「異常児は本人の不幸であるばかりか、家族にとっても一生の不幸である」と道民を「啓蒙」していった。道が1956年に発行した記念誌「優生手術(強制)千件突破を顧みて」の記述から当時の道の姿勢を知ることができ。ここでは「件数においては全国総数の約

宮摘出、卵巣の放射線照射も実施されていた。熊本地裁に提訴した渡辺数美さんは法が禁じる術式の被害者である。渡辺さんは10代で両睾丸を摘出されたことでホルモンバランスが崩れ、心身の不調に苦しんでいる。また、審査を要件とする不妊手術の実施では「やむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合がある」(昭和28年6月12日厚生事務次官通知)とされていた。



本来、子どもを産むか産まないかは人の生き方の根幹に関わる決定であり、自らの自由な意思によって決定することが日本国憲法で保障されている。優生手術が障がい者の自己決定権を侵害していることは明らかだ。また、障がい者に優生手術や人口妊娠中絶を強いることは差別に他ならない。しかし、日本政府は「旧優生保護法に基づき適法に行われた手術については、過去に遡って補償することとは考えていない」と述べ(1998年11月国際人権(自由権)規約委員会の勧告に対する日本政府の報告書)、頑なに補償を拒否し続けた。被害者への補償が一向に進まない中、2018年1月30日に、優生手術の被害者である宮城県の女性が国に賠償を求めて仙台地裁に提訴した。提訴を契機に全国の被害者が立ち上がり、現在、7地裁で20名の原告が裁判を闘っている。北海道では全国で初めて実名で提訴した小島喜久夫さんと、知的障害を理由に中絶と優生手術をされた女性とその夫が司法に救済を求めている。

国会でも被害回復の検討が始まり、2019年4月24日救済法が成立したが、その内容は被害者を失望させるものだった。謝罪の主体は「国」ではなく「我々」とされたことで国の責任は曖昧になってしまった。一



五分の一を占め他府県に比し群を抜き全国第一位の実績を収めている」とその実績を強調し、精神薄弱者に子どもを産ませることは「誤れるヒューマニズム」であり「家族にも社会にも大きな負担」と断じる。優生手術自体の人権侵害性だけでなく、運用にも大きな問題があった。不妊手術の術式は生殖腺を除去せず精管や卵管の結紮によると定められているが、実際には睾丸摘出、子

時金の320万円は人生を奪われた苦しみに見合うとは思えない。今のままでは優生手術を強いられた被害者に今度は「救済」を押しつけることになる。国は被害者の声に耳を傾け、その意見を尊重すべきである。「歯を食いしばってやっとこさ一人で生きてきた。今よりもう少し、弱い者の味方をする国になってほしい」被害者が法廷で述べたこの言葉を受け止めてほしい。

小野寺信勝(おのでのぶかつ)
優生保護法被害者北海道弁護士団事務局長。弁護士。

北海道平和運動フォーラム
代表 江本 秀春
代表 清末 愛砂
代表 長田 秀樹
札幌市中央区北4条西12丁目
TEL.011-231-4157
FAX.011-261-2759
http://peace-forum.org/

東ティモール マウベシ珈琲
オーガニックカフェやショップで販売中
フェアトレードの美味しいコーヒー!!
NPO 法人 ほっかいどうピーストレード
TEL 070-5619-3222
hokkaidopeacetradegmail.com



新型出生前診断 (NIPT) とは

白土 奈津代

新型出生前診断 (NIPT) とは、妊婦の血液を採取し、含まれる胎児と関連する DNA の断片を解析してダウン症などの原因となる3種類の染色体異常を調べる検査です。母体血清マーカー検査など従来の出生前診断より早い妊娠10週から受けられ、精度が高いです。しかし、結果の確定には羊水検査が必要となります。

この検査は2013年に臨床研究として始まり、2018年9月までに約65000人が受け、胎児の異常が確定した妊婦886人の約9割が人工妊娠中絶をしています。日本産婦人科学会(日産婦)の実施指針を受け①出産時に35歳以上の妊婦、②どちらかが臨床遺伝専門医の資格を持つ、産婦人科と小児科医が常勤する、③十分な遺伝カウンセリングを行うことを満たす認定病院で、というのが基本のスタートだったはずですが、法的拘束力のない指針のためにルールを守らずに検査を提供する開業医、認定病院の満員状況からそこを利用する妊婦が増える等様々な問題が出てきました。

そこで、2019年3月2日に日産婦理事会は検査を実施する要件を緩和するなど、指針を見直す方針を打ち出しました。①小児科と連携を取り、②学会指定の研修を受けた産婦人科医がいる病院であれば検査を可能とし、③陽性の結果が出たら体制の整った施設でカウンセリングを受けるという方式です。これまで92箇所だった認定施設が100箇所程度増えるという試算です。このルールさえ守らない医院もあるはずですから、基本的には際限の無い状況が予想されます。

受ける妊婦の「障害のないことを知り、安心して出産まで過ごしたい」気持ちには、障害児を育てる困難や生活の苦境という社会的背景があります。そこから「陽性の結果なら産めない」選択へと繋がるのが現実です。ですから、事前のカウンセリングが重要です。対象の障害は先天異常のほんの僅かではない、障害の状態や生活実態・家族や本人の思い、マイナスだけでなくプラス面の情報提供等、きちんとしたカウンセリングが欠かせません。しかし、現実には安易な病院選びや結果を受け止める覚悟の足りなさ等から妊婦ひとりが悩みや後悔を抱えるケースもあります。

今回の要件緩和で、この事前カウンセリングが全くきちんと位置付けられなくなっていることに愕然とします。ますます、「受けても受けなくても付いて回る批判」を伴う「自己決定の孤独を強いる」検査になるのだと痛感します。さらに、検査を受けることが当たり前の風潮が広がり、「障害があっても産みたい、検査を受けない」という考えへの圧力になる恐れも感じます。

優生保護法下の強制不妊手術は障害児を産む可能性のある人と断じて、その人に直接「手術を下し」出生を予防しました。障害児がどうかかわかる医療検査で重い自己決定を迫る新型出生前診断を考えると、人口増を囿らなければ日本の未来が危ういと少子化対策を叫ぶ「国家・社会」が、このシステムで「先天異常の発生予防」を狙っていると考えざるを得ません。先頃、引き続き、着床前診断の臨床研究に入ったからです。

(→8 p 下段へ)

当事者の声

—小島喜久夫さんの陳述書から

農家の養子でしたが、弟と妹が生まれ、小児麻痺で足も悪くて農家の仕事ができず、両親にいじめられました。中学3年になって親に反抗するようになり、家を出て働いたり、実家に戻ったりしていました。ある日、実家に戻ると警官がいて、父親にいきなり殴られ、警官に手錠をかけられて、中江病院に連れて行かれました。

そこは精神病院で、宮野婦長に、「なぜこんな所に入れられるのか」と尋ねると、「あなたは精神分裂病で障害者だし」と言われました。「どうして診察もしないで精神分裂病と言われるのか」と聞くと、同房の人からこの病院に入ると病名をつけられて何年も入院させられたり、みんな子どもができなくなる手術やロボトミー手術を受けさせられるのだとも聞きました。

婦長に聞くと、「当たり前だ。小島さんもします」と言われ、暴れたら、独居房に入れられたり、注射を打たれたり、電気ショックをかけられたりしました。

ある日、手術室に連れて行かれました。抵抗しましたが、4、5人で押さえつけられ、ズボンを脱がされて注射を打たれ、手足を縛られて手術されました。2、3日ほど、手術跡が痛くてどうしようもなく、「これが子どもができなくなる手術なんだ」としみじみ思いました。

病院を出る方法を考え、私はおとなしく指示に従うことで模範的な患者となり、役割を受け持つことができるようになって、「ゴミを出す際に裏口から逃げ出しました。」

伯母の家にたどり着き、伯母が引き取ってあげると言ってくれて、病院から来た職員らを追いついてくれました。その後、免許を取り、タクシードライバーになりました。

結婚もしましたが、子どもは当然できません。妻に聞かれて、「おたふく風邪になったので、子どもはできない」と嘘の説明をしていました。私は、57年間もの間、優生手術を受けたことを誰にも話すことができず、一人で抱えて、悩んできました。

タクシードライバーの運転手をしていると、親子連れのお客を動物園まで送ることもありました。そのような親子を見ると、自分の子どもがいれば人生が変わっていたのではないかと思いました。

私が、報道機関に実名と顔を出している理由は、私と同じように優生手術を強制された人に対して、同じ境遇の人がいることを知ってもらい、勇気を持って訴えてもらいたいと考えたからです。

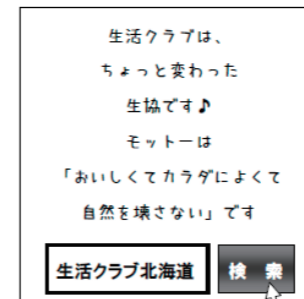
私のように、国の誤った法律・政策によって人生を狂わされる被害者を出さないためにも、国が責任を認めて謝罪をきちんとしてもらいたいと考えています。

* 字数に限りがあるため、要約して掲載させていただきます。(要約・細谷洋子)

(→9 p より)

いかなる障害があろうとも基本的には安心して産み、あたりまえの事として皆と一緒に育つことを保障するのが国の責任であるはずですが、少なくとも一人一人の子どもを大切に育てる、本当の意味の少子化対策であるべきなのに「健全な子」だけを肯定する価値観と社会通念が一層強化されていく状況を、あらためて考えねばと思います。

白土 奈津代 (しらつちなつよ)
「札幌めざしの会 (優生保護法の改悪に反対し法の撤廃をめざす会) の立ち上げ時からの会員。



こんなことでいいはずがない 「アイヌ新法」に思いをめぐらす

黒田 秀之

「新法」まで
 二つのデモの写真がある。一つはこの三月三日に実施されたデモの報道写真（北海道新聞から）、もう一つは三十年前の一九八九年一月四日のデモ（アイヌ民族に関する人権啓発写真パネル展写真集）から。場所はともに札幌。一つ目の横断幕で「アイヌによるアイヌのための法律を！」「アイヌ新法」撤回！真の先住権を！と訴える対象に据えられているのはこの四月一九日に成立してしまった「アイヌ新法」（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律）。



もう一つプラカードにある「アイヌ新法制定急げ」の「新法」は、一九八四年五月二七日の北海道ウタリ協会（当時）総会で満場一致で可決された「アイヌ民族に関する法律（案）」をもとにして、アイヌ協会と共に北海道議会、北海道知事が一緒に政府に制定を要請したもの（案にあった「民族議席の確保」はこの時点ではのぞかれた）。

このデモは、「北海道旧土人保護法」「旭川旧土人保護地処分法」の廃止とそれに代わる「アイヌ新法」制定を要請して様々に展開された運動の一つ。八四年の「法律（案）」には、「先住民族」「先住権」などの言葉こそ出てこないものの「この法律は、日本国に固有の文化をもったアイヌ民族が存在することを認め、日本国憲法のもとに民族の誇りが尊重され民族の権利が保障されることを目的とする」という前文から始まる。そして「アイヌの民族的権利回復、民族教育と文化の振興、経済的自立対策

など、抜本的かつ総合的な制度を確立すること」と民族の権利とその回復をきっちり保障しようとしている。この「法律（案）」を作る際には、協会に設けられた特別委員会が法律案をまとめ、その説明会を全道六ヶ所で開催し賛同を得るといふ手順を踏んでいる。「アイヌ新法」と言えばこの「法律（案）」のことを指していた。この度の「新法」成立に関わる報道は、これをすっかり忘れている。

この「アイヌ新法」は目の目を見ないまま、一九九七年になって作られたのが全二二条の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）。そこに「アイヌ民族」の語はなく一貫して「アイヌの人々」と言い続け「民族の権利やその回復」には程遠い（二つの旧法はこの時点で廃止）。

そして二〇〇七年、国連で「先住民族の権利宣言」が採択され、日本でも「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択された。そこで政府は〇八年「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」（委員八名中アイ

又は一名）を設け、懇談会が〇九年に出した報告書を受けて内閣府に「アイヌ政策推進会議」（座長の内閣官房長官を含め二四名、うちアイヌは五名）を作り、そこから出てきたのが「撤回」を求められているこの四月の「アイヌ新法」。

国会決議が翌年の「G8・洞爺湖サミット」を意識し、この度の「新法」が来年開催のオリンピックを当て込み、遡って一八九九年の「保護法」も、直後の「不平等条約改正」に伴い居留地の制限がなくなる欧米人に「この国は窮乏したアイヌを放っている」と見られては体裁が悪いから立法の動機の一つだったという。だから「アイヌ政策」はずっと「アイヌ」のためではなくこの国の「外面（そとづら）」のためであったと言っても外的外れではない。

四月一九日「アイヌ新法」

「新法」成立の翌日、各紙はいずれも大きく「アイヌ新法」・「アイヌ支援新法」などと報じ、また「先住民族を明記」・「初の位置づけ」とこれも大きく取り立てている。

成立した全四五条の「新法」と「文化法」との違いを衆参の委員会審議で石井国交省大臣は「地域振興・産業振興・観光の三つを加えたことと交付金制度の新設」と繰り返し、「市町村がこれらの振興を図るアイヌ施策推進地域計画

を作成するに際しては事業の実施主体としてアイヌを想定している」と答える。

そしてオリンピック目当てに二〇年四月開設予定の民族共生象徴空間（ウポポイ）に百万人を呼び込むためには千歳空港や室蘭港からのアクセス、白老駅の整備をあげるなど、話が具体的にになると「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する」とは無縁の公共事業になってしまう。二月、法案の閣議決定の時、読売は的確（？）にも見出しを「アイヌ産業振興を支援」としていた。略称にこれを借用し「アイヌ産業振興法」になるのだろうか。

「先住民族の明記」とは、第一条「この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統およびアイヌ文化が…」の「先住民族」で、ここに一度出てくるだけで定義はない。衆参の委員会で定義を問われ「平成二〇年（〇八年）の国会決議『アイヌ民族を先住民族と認めることを求める』に応じたもので定義はおかしくないことを求めている」。認めることを求められたので「はい、文言をいれましたよ」なのが。

「新法（案）」や、国連宣言が挙げる権利もその回復も望むべくもない。参院の委員会では「この法では特別な権利を付与することは行っていないのでアイヌの人々に関する定義は置いてな

い」とも言う（いずれも橋本アイヌ総合政策室長）。

「先住民族」という民族がいるのではない。「先住民族にされてしまった民族」がいるのであり、「先住民族にしてしまった（後住の）民族がいる」ということではないか。「アイヌモシリにアイヌ民族がいて、そこに大挙して押し寄せたヤマト民族がほいほいままに振舞いそして、アイヌ民族を「先住民族」にしてしまった」と認識できる手だてを考え見つけ出すことがヤマト民族（とあって言う）の課題であって、「国民はアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする」（六条）とは思いがかりではないか。これを読んで「人に誇りをとやかく言われる筋合いはない、大きなお世話だ」とはねつけるアイヌはいない。

写真に戻ろう。三〇年の間をおいてこの二つは呼んでいる。それは、残念ながらこの社会の主流を変えられなかったことを意味するとヤマトの一人である僕は思った。

黒田秀之（くろだ ひでゆき）
 「令和」にルビをふるって「じつちようつりよく」だ。和を習う三年生を習う四年生が混乱するな。

参加報告

テッサ・モーリス＝スズキさん講演会

世界の先住権の常識で再考するアイヌ政策

中島 圭子

会場に入ると、ほぼ満席。これほど多くの人たちが関心を持ってきているのかと思うと、ちよつと嬉しくなりました。

新しい法案の原案が出されたとき、その内容の酷さに落胆しました。せめて、先住民族の権利として、サケを取る権利とか、国有林の中に入れるとか、その位は認めてもらえるのではないかと期待をしていた私がバカでした。

「北海道旧土人保護法」(差別用語だと言われるかもしれませんが、その不当性を表すために、あえて使いたい)と言われた憲法から「アイヌ文化振興法」に変わった時も、これではアイヌ民族に対する姿勢はちつとも変わっていないと思つたものでした。そして今回の改定は、その両方の悪い部分だけが残つたような、不快感だけが残りました。誰のための新法なのか? そんなもやもやした思いを、テッサ・モーリス＝スズキさんのお話は、わかりやすく解き明かしてくれました。

日本も2007年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択に賛成しまし

た。世界の各国では、先住民族に対する今までの施策の誤りを改め、先住民族の権利を取り戻す努力をしてくれています。様々な文化の教育や、それぞれの民族の言語を教える機会も増えてきています。オーストラリアには、'White Australia has a black history' という言葉があるそうです。しかし、この国の姿勢は150年前の侵略の時代から少しも変わってはいなかったのです。

なんととっても、一番問題なのは、基本的な人権が侵害されているということでしょう。アイヌコタンから盗掘された遺骨返還問題もその一例です。どうして、皆が望んでいない慰霊施設への合祀をするのでしょうか。そのようなことをすれば、自分たちの権利を認めようというために、また多くの訴訟や争議が繰り返されるでしょう。結局、この法案は何の解決策にもなっていないのです。もし、本当に解決するのであれば、お互いフラットな原点に戻り、そこから始めなければならぬでしょう。しかし、国の態度は、自分たちは今の立場を全く変えたくないという姿勢で、そ

れではボタンのかけ違いはいつまで経っても直すことはできません。

また、地域振興とか伝統的文化を伝承するためとかいう名目で交付金等の予算が計画されていますが、それが本当に必要なところに届くのかは疑問です。多文化共生などという言葉は、絵に描いた餅でしかありません。

当日久しぶりに会つた知人も、「今日初めて聞くことばかりだった。本当にひどいね。これからもっと関心を持っていかなくやいけない。またこのような講演会があつたらぜひ参加したい。」と語っていました。アイヌ民族の人びとが主役のアイヌモシリの実現に向けて、一人でも多くの人に知ってもらつことが、解決の第一歩だとは思つのですが、現実には私たちの思いとはかけ離れて、安倍政権のくろみ通りにこの四月に成立してしまいました。今回改めて思つたことは、国権だけの問題ではなく、たぶんもつと違つるところでの問題が、解決できない一番の問題なのだとしたことでした。それでも、アイヌ民族の人びとが大切に守り続けてきたものと深い思いを一生懸命語る若者の存在が希望に繋がります。

中島 圭子 (なかしまけいこ)

さっぽろ自由学校「遊」共同代表の一人。最近健康診断であちこちにガタがきていることを指摘され、生活を見直すことを考え中。

第七七回 粟国島の戦争

那覇から二時間のフェリーは、思いのほか揺れ、僕は少し船酔いしてしまつた。着いたのは、粟国(あぐに)島。人口八百人の小さな島だ。

最初に話を聞いたのが、安谷屋(あだにや)英子さん(一九三八年生まれ)だつた。粟国島農漁村生活研究会加工部のメンバーとして、島の素材を活かした加工品づくりに取り組んでいる。

「この島は水のない貧しい島だったのです。ソテツは貴重な食べ物でした。毎年九月五日がソテツの実を収穫してもよい解禁日でした。タンナージュシーと呼ばれるソテツのおかゆをよく食べました。ソテツは食べ物としてだけはなく、葉から根まで捨てる場所がありません。葉は薪になり、倒して周りを削つたところは肥やしに、一番目に削つたところは豚の餌に、その中の芯はデンプンとして食べ物になりました」

安谷屋さんは、五歳まで那覇に家族でいたという。「イクサ(戦争)が始まりそつだというので、島に戻つたの



です」。その粟国島でも戦争が始まつた、と安谷屋さんは話を続けた。「戦争中は、島のドウデラ(鍾乳洞の名前)に隠れて、水を飲んでしのいでいました。(米軍の)上陸の時は、東海岸から戦車が上がってきて、こつちまで来ました。集落裏の畑では、戦車が通つた後、小さいイモが転がっているんです。食べるものがないから、それをかじつて食べました。あの戦争のことを思つと……」

粟国島で戦争があつたことをつかつにも知らなかつた僕は、少し驚き、あわてて資料を探した。粟国島の戦争について書かれた資料はたいへん少ないが、それらの資料によると、島にとつての戦争は、一九四五年三月の空襲(沖縄戦の開始とほぼ同時)として、同年六月九日の米軍上陸である。『粟国村誌』によると、三月の空襲で亡くなったのは十三名、六月の上陸時については「死傷者五六名」とあるが、正確な死者が何名かは、どうもはっきりしなかつた。

粟国島の集落の一つ「浜」が作つた字誌『字浜誌』には、住民たちの戦争体験が詳しく書かれていた(この字誌が、粟国島の戦争についてい

ちばん詳しく書かれた資料だつた。埼玉在住の島出身者、安谷屋賢一さん(当時十歳)は、六月九日の米軍上陸当日、一族が三つのグループに分かれて逃げるこつちになった様子を詳しく描いている。二つのグループは生き延びたが、別のグループで逃げた叔母とその子供たちを亡くした、という。そして、孫たちをかわいがつていた祖母は、そのショックから立ち直れないまま、その二ヶ月後、島の中に作られた収容所で亡くなった。

粟国島に日本軍はいなかつた。それなのに、沖縄戦の最中に米軍がこの島を攻撃・占領した理由はよく分らないままだ。島でのレーダー基地建設を目指して、ということではないかとも言われている。

十分に掘り起こされていない戦争はいくらでもある。

(参考:『粟国村誌』、『字浜誌』、上原正稔「戦争を生き残つた者の記録・第七話・敵のいない島の戦争」伊平屋、粟国島『琉球新報』二〇〇六年九月連載。また、粟国の戦争を題材にした絵本に、永嶋マサ子『まゆみちゃんの叫び』がある)

宮内 泰介 (みやうちたいすけ)

一九六一年生まれ。さっぽろ自由学校「遊」共同代表。北海道大学教員(環境社会学)。ソロモン諸島、北海道、宮城などで、環境、生活の調査中。

稿 寄

遠山サキフチを偲んで

花崎 皋平

遠山サキフチが昨二〇一八年十二月に、九十歳で亡くなりました。私にとつては、大事な柱が折れたような気持ちです。サキフチとのつきあいは、日記を繰ってみると一九八三年からですから、四十年近くになります。毎年、春と秋に、遠山家の結婚葬儀などの折に、浦河町姉茶のフチの家を訪ね、泊めてもらって親しんできました。

フチは夫の長吉が亡くなった後、母屋を長男の長寿さんに譲り、六畳ほどの茶の間と寝室と納戸の小さい家に移り、ささやかな暮らしを営んでおられました。その狭い茶の間に布団を敷いて泊めてもらっていました。昼間は山菜採りに近くの里山へ出かけたり、夜はフチの話の話を聞いたりして過ごしました。すぐそばに住んでいる長寿さん夫婦、三女の堀悦子さんと彫刻家の夫、三男の長能さんがくれば飲みながらのおしゃべりや歌で賑やかでした。

私は、アイヌ研究はしないことに決めてきました。アイヌ研究者のアイヌの人たちに対する接し方が、極端に言えば語ってくれることを情報としてとって帰るだけで、友だちとして交わる姿勢がないことに批判を持っていました。研究のために利用するだけに思えました。ですから自分としては親しい友だちとしてつきあわせてもらいたいと考えました。そのつきあいのなかで学ぶことにしようかと決めてき

ました。そういうなかでサキフチから学んだことは、人としての愛情とということができるかもしれませ

ん。サキフチは慈愛の人でした。子どもたち、孫たち、ひ孫たち皆から親しまれ、尊敬されていました。晩年には、カムイへの信仰が深まり、事あるごとにカムイへの感謝の祈りを捧げていました。アイヌのカムイは天高くに君臨する絶対神ではなく、語りかけることのできる身近な存在であり、森や川の動物の霊もカムイです。複雑な教義を備えた制度宗教ではありません。日本列島で古くから広く信じられてきた自然宗教です。その自然信仰に私自身親しいものを感じています。世界規模のエコフェミニズム思想では、サブスタテンス（生存中心主義）が主張されています。その立場からは、アイヌなど先住民の文化、思想が評価されつつあります。欧米の先進文化だけを重要視する考え方は、地球の自然は開発し、利用し、消費する対象としてきました。それを反省し、地球の環境を守り、破壊から守るには、それを尊いものとして崇める霊性を取り戻すべきではないかと思っています。

サキフチは、五十年代（一九七〇年代後半）から刺繍や織物などアイヌ民族に伝えられてきた手仕事をし始め、瞬間に上達し、民芸品のコンクールで入賞するようになります。それとともにアイヌの歌

浜崎じゅんちゃんからの手紙

なくなった浜崎じゅんさんから、亡くなる直前にいただいたメール・レターです。個人的なレターですが、じゅんちゃんの人柄、豊かな感性、考えが盛られているものなので、じゅんちゃんを知る「遊」の仲間とシェアしたいと思いました。じゅんちゃんを偲ぶよすがにしてください。（花崎皋平）

花崎様

きくちゃんと一緒に病室に寄ってくださいましてありがとうございます。とつても嬉しかったです。大切な詩集のあとがき完成場面!に立会えて光栄でした。

今日は、これから私のことばかり書いて花崎さんに読んでいただいこうと思えます。勝手ながら、どうぞよろしく願ひいたします。

私は、一歳の夏にポリオにかかりました、歩いている写真が一枚だけあります、ある日の朝起きた時に立ち上がってこなかったそうです。

記者をしていた父は、自分がウイルスを持ってきた…と言っていたようですが、そんなことはどうかわからないし仮にそうだったとしても私は父を責める気持ちなど全くなくなりました。ポリオを恨んだような思いもほとんどありません。

父と母が絶望しどんなにか嘆いた心で過ごしたでしょうと察すると胸が痛みます。ですが、父の詩の仲間の皆さんが、じゅんちゃん

んは歩けなくても不幸なんかなではない、文学や音楽や美術や…豊かな楽しいものにたくさん触れて生きてゆけるよ、と父や母を励まし支えてくださったと思えます。（お酒を飲みながら…!?!）

そんな皆さんからの暖かさによって私は本当に育てていただきました。大人になってからポリオ後遺症の会に入会して、特に地方の農村などでポリオにかかった方が一家の担い手としての損失の大きさからずっと嘆きの対象として育てられたというような過去を語る場面に出会い、その現実を切なく感じました。父は美術も好きでしたし、母はクラシックも聴いたりしていました。

私は、学生の頃まではどちらかというと気持ちの高揚を感じて音楽を聴くほうが多かったように思います。

勤務をしてからは、好きな絵の前に立って静かに向き合うことを心も体も求めるようになっていきました。（心の奥はじんわり熱いですー）会社の長期休暇制度を利用して、フランスへの

や踊りにも親しむようになります。アイヌの女性は手が器用な人が多いですが、サキフチはとても器用で、上手です。その資質は、息子や娘、また孫たちにも伝わり、母、子、孫の手仕事の作品二百数十点を展示する三代の手仕事展を、名古屋、佐渡、札幌三カ所で開催するほどでした。

外国から訪ねてくる先住民の人たちとも分け隔てなく親しくなり、一人のアメリカ人の若い研究者には自分の家に長期に住まわせて、暮らしと文化を学ばせました。先住民との交流では、カナダまで出かけた時、晩年の活動範囲はとても広いものがありました。

カトリックのミッションスクール指導者の札幌での研修会に呼ばれて講演をした時に居合わせましたが、すこしも物怖じせず、私は小学校四年までしか行っていないと言いつつ、ユーモアを交えながらの堂々とした話ぶりで、聴衆に感銘を与えました。私もびっくりしました。

八十年代後半なって体のあちこちに故障が生じ、いのちの危機に陥りましたがそのつど驚くべき回復力を持ち直し、最後まで記憶力は衰えませんでした。差別と苦勞を克服しての、本当に立派な生涯でした。長女の恵子さんによる聞き書きの本『アネサラ・シネ・ウフソローアイヌとして生きた遠山サキの生涯』ができましたので、どうか読んでくださ

い。

花崎 皋平（はなざきこうへい） 著述業

美術を訪ねる旅も2度行きました。

とりわけモネが好きで、モネの絵は地球のあちこちにありますが、晩年の睡蓮の連作が360度で展示されているパリのオランジュリー美術館をどうしても見たかったからです。

その睡蓮の絵に囲まれた時、優しい気持ちに満たされるかと想像していましたが、足を踏み入れた際には余りの作品の力に張りつめた気持ちに包まれたのを憶えています。

オルセーやポンピドーセンターやルーブルやピカソ美術館。

マルモッタン美術館で見たかったモネ『印象日の出』はこの時には貸出中で見られず、数年前に上野に来てくれたので会いに行きました。この『印象日の出』の絵の前でのひとときの時間は…私の人生の中でとても大切なかけがえのないものとなりました。

印象派と同時代でありながらもパリのアトリエの中で描き続けたギュスターブ・モローのアトリエと住居が遺言のままに展示されている国立モロ一美術館、いつまでもここにたたずんでいたいと思わされる空間でした。

二度目の旅では、バルビゾン村に友人と一泊したり、モネの師ウジェーヌ・ブーダンの暮らしていた小さな美しい北の港町オンフルールを訪ね、おいしい牡蠣を夜も朝にも味わいました。

初めてのフランス旅行は一人旅でした。黄色い

SDGsとごみ

2015年、国連に加盟する193カ国すべてが合意したSDGsが生まれました。S=Sustainable(持続可能な)、D=Development(発展又は開発)、Gs=Goals(2030年が最終目標)。17の大枠目標のそれぞれに、169の具体的な目標が掲げられています。日本でも、昨年(2018年)ころから、しばしばマスコミでも取り上げられるようになりました。

その目標12が「持続可能な生産消費形態を確保する」

です。その大きな目標の元に、11の具体的な目標が掲げられています。その内3項目が「ごみ」に関する目標です。

12.3 『2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。』

12.4 『2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。』

12.5 『2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。』

また、目標14「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」には、

14.1 『2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。』

12.3「食料廃棄を半減させる」についてですが、2017年に札幌市は、市民を対象に家庭からの食品ロス(食べられるのにゴミとして捨てられた食品)の調査をしました。その結果、1世帯1カ月あたり1478グラムの食品ロスがあることが分かりました。市によると、札幌市全体(コンビニなど事業所も含めると)では、年間2万トンにもなるといいます。これを2030年までに半減させるために、わたしたちも取り組む必要があります。

12.4「化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する」ためには、「ごみの焼却」を大幅に見直す必要があります。ごみの焼却は、化学物質や廃棄物を「大気に放出している」ことに他なりません。札幌市では年間の家庭ゴミ約38万トン(2017年度)のうちおよそ70%を焼却しています。温暖化物質である二酸化炭素はもちろん、塩化水素をはじめとするさまざまな化学物質を発生させています。ごみの焼却は日本では当たり前のことですが、SDGsでは大幅に削減させる必要があります。

12.5「廃棄物の発生を大幅に削減する」ためには、何が必要でしょうか?札幌市のごみ組成調査(2017年)では、生ゴミが28%、紙ゴミが27%、プラスチックごみが17%となっていて、この3種類で全体の72%を占めています。我が家では、生ごみは段ボール箱を使った堆肥化をしていて、ほぼゼロ。紙ごみもほぼリサイクルしていて、これもほぼゼロ。SDGsの個人的な目標を達成するためには、プラスチックが問題ですね。買い物袋を持参することなど個人の

(16 p中段へ)



ボロボロ日記

第101回 東 龍夫

肌で松葉杖のフランス語もあんまり話せない(札幌の教室で習ってはいましたが...)私に、世界中から多くの色んな人々を受け入れてきたパリの街は優しくて素敵でした。
帰国の日、訪れたノートルダム寺院で蝋燭の灯を捧げられたマリア様の前で「帰りたくないなあ。」と涙が浮かびました。柱にあった日本語での『静粛に』の貼紙がなんだか情けなく感じました。
孝さんとも国内の美術展を見に何度か旅に出たりしました。孝さんの何かに捕らわれることのないままざしは私にとっても魅力的でした。
大好きな美術は、まさに私のこれまでを彩り豊かにしてくれました。
四月からのNHKTVのフランス語講座が、旅するフランス語「南仏の旅」としてコクトーやゴッホ他のゆかりの地を紹介しながら学ぶ内容で始まったので、ベッドの上で毎週月曜の朝6時が楽しみにになりました。

花崎さん、
長い思い出話を読んでくださってありがとうございました。
きくちゃんのおかげもできあがりしました、出版・米寿の祝賀会が盛会でありますようにお祈りいたします。

浜崎じゅん



by 飛郎

(17 pより)
努力目標もありますが、それでは限界があります。プラスチック製の容器包装の生産・流通に「企業がその廃棄まで責任を持つ」という仕組みが必要です。日本にも「容器包装リサイクル法」という法律がありますが、ヨーロッパ各国の法律に比べると、企業の責任範囲が十分ではありません。14.1「海洋ごみの海洋汚染を防止し、大幅に削減する」では、いま世界的に大きな問題になっている「プラスチックによる海洋汚染」が思い浮かびます。プラスチック問題の解決には、やっぱりプラスチックごみの発生を抑えることが一番大事。

「量り売り」って知ってますか?若い人は見たことがないかもしれません。日本ではほとんど目にしなくなった「量り売り」ですが、ヨーロッパではスーパーマーケットでも普通に行われていると聞きます。その場で持参した入れ物に計量して買うので、プラスチック容器や包装を大幅に減らせます。また、必要な分量だけ買うことが出来るので食品ロスも減らせる効果があります。流通にその仕組みが広がれば、海に流れ込むプラスチックを大幅に減らすことできるかもしれません。日本で初めて「ゼロウェイスト宣言」をした徳島県上勝町にある『上勝百貨店』では、パスタや調味料まですべての商品を量り売りしていて、近隣の人たちにも大人気だといいます。

東龍夫(ひがしたつお)
1952年生まれ。再生資源回収業。大量消費社会から持続可能な循環型社会を目指して活動中。札幌市環境保全アドバイザー、北海道環境学習トレーナーを務める。



そのままに俳句

第19回

山桜季節先取り花咲かす

世界最短の定型詩と言われる俳句。五・七・五で作られる世界。日常、見たり聞いたり感じたりしたことを、忙しい日々で忘れてしまふその一瞬を、十七文字に込めてみました。

残雪を惜しみ見守る蝦夷の富士

ニセコの豪雪地帯も、春の訪れとともに雪も解け、日差しも柔らかくなっていく。いつものように春スキーを楽しむ。真冬の過酷な寒さからは一転、寒さも緩み、とても気持ちの良い春の日。正面には羊蹄山もくっきり見え、見事な風景。温かい日差しに、さすがのニセコのパウダースノーもちょっとざくざくと春の雪。賑わうスキー場、ウィンターシーズンもあとわずか。スキー場をいつも見守ってくれているように高くそびえる蝦夷富士、羊蹄山も、移り変わる季節を惜しむように、しっかりと姿を現した。



雪が解けたので、山の中に入って、桜の枝を少しだけ見てきた。もちろんまだつぼみもついていない枝。家に帰って、花瓶にさしていたら、数日後、ピンクのつぼみが膨らみ始めた。家の中の暖かさに、春をいち早く感じ取ったのかな。植物は本当に正直。人間のように何月だからとか、周りがどうの、とか考えず、暖かくなったから花を咲かせようとする。そういう気持ちで、季節を感じ、自然を感じられたら、周りの景色はもっと、色鮮やかに見えるのかな。

袖原誓子(ゆはらせいこ)
平日は会社員。休日は心惹かれるままに、趣味のスキー、温泉旅行を楽しんでいます。数年前から始めた俳句。あらためて日本語の美しさに触れています。

事務局だより



今年のGWは5月1日に「新天皇の即位」とやがらがあるために10連休。天皇の代替わりはともかく、休みについてはしっかりと休ませてもらいましょう...と考えていたのですが、気づけばそんなに余裕のある作業状況でもなく、結局この「ゆうひろば」の編集・発送作業は連休に食い込んでしまいました。

もともと、10連休という間こえはいいですが、国中が一斉に休むというのは交通ラッシュの原因だし、何かと価格も高くなるし、あんまりいいことがない。日本は祝日が多すぎると多い国らしいのですが、その割には有給休暇もろくに取れずに働かされている。もともとそれぞれの休みたいたいときに気兼ねなく休めるようにしたほうがよっぽどいいですね。

まあ、それはともかく、GWが明けると「遊」の新年度の講座が続々とスタートしていきます。皆さん、お仕事はほどほどに切り上げて、「遊」の学び合いで市民としての底力を培いましょう。

(小泉 雅弘)

【さっぽろ自由学校】遊『ゆうひろば』御中(投稿)

二〇一八年の大晦日です。遊通信第169号の「市民社会スペース」特集は、時宜を得たもので、書き手、内容ともに良いものだったと思います。「市民社会スペース」という新しい考え方や具体的な活動について学ぶところが多くありました。「編集後記」には、「硬い、難しい、という声が聞こえそう」とありましたが、「遊」でなければ、の企画だと、私は感心しました。

私はしばらく前から、社会思想として同じことを考えていました。現代社会が複雑になり、システム化されるにつれて、一人一人の人間が自分でものを考え、自由に発言し、主体的に判断する働きが制限され、麻痺させられる傾向が強まっていると思ってきました。政府や行政の指揮、指示、命令に黙って従うように仕向けられ、「付度」という言葉が流行り、指示や命令に「なぜ?」と聞くことは、従順に従わない者として無視したり排除したりする雰囲気を感じられてきました。

「なぜ?」と問うことが哲学の始まりでした。「なぜ?」と問うことは、設定された枠の外に一旦足場を作る行為です。与えられた課題に言いなりになるのではなく、「待てよ」と距離をとって余裕を持つことです。

指示やマニュアル通りにしなければならぬ仕事は日常的にたくさんあります。電車やバスの運転や各種の機械の操作などは決められた通りに行わなければなりません。マニュアルに従えば仕組みを考えなくても行動できます。それは便利なことで、省力化、機能化として日常に欠くことはできません。しかし、日常が秩序良く進めばそれだけで良いとは必ずしも言えないことは誰でもよくわかっていていると思います。

ものを考えなくても済む範囲が広がっています。それだからこそ、ものを考えることを大事にしなければならぬと思います。それを大事にするには、人々が上下関係なく、横並びで、自分の意見を自由に言えるスペースを持つことが肝心だと思います。そのスペースを「市民社会」スペースと名付けて広げて行くことは、今の時代にふさわしいことだと思います。政治的、社会的な課題だけではなく、趣味の集まりでも、読書会やダンスの集まりでも、人々が自由に活動できるスペースを喜びたいと思います。(花崎 卓平)

編集後記

優生保護法による人権侵害のあまりの酷さに衝撃を受けています。少しでも実態を知っていただきたいと、特集を組みました。二度とこんなことを許さないために。(ほ)

1989年のデモの写真は11月。その年の8月、「遊」のきっかけpp21の「世界先住民族会議」が札幌、二風谷、釧路で開かれたのだった。その89年、世界中で実にいろいろな事があった。ヤヤツ、代替りも、なんてこった。(く)

内科・神経内科
**札幌中央
 ファミリークリニック**
 外来一般診療
 月火木金9:00~11:30
 札幌市中央区南1条西11丁目
 ワンズ南一条ビル6F
 TEL. 272-3455

自然食ホロ

 札幌市東区中沼西
 5条2丁目3-16
 TEL: 887-6224
 いつも喜んで、
 感謝して。
<http://holo.sunnyday.jp/>



さっぽろ自由学校「遊」からのお知らせ

1～3月の講座よりピックアップ
(*は単発参加費)

既に開講している講座もありますが、GW明けより本格的に新年度の「遊」の講座が開講します。ふるってご参加ください。(会場記載のないものはすべて愛生館ビル5F 501会議室です)

5月7日(火)～

「憲法改正」問題をよく考える―久田栄正没後30年、現在の憲法状況を憂う 全4回/18:30～/講師:北村公一(元小学校教員)

5月8日(水)～

アイヌアートデザイン教室 毎週/13:00～/講師:貝澤珠美(アイヌアートデザイナー)
フリードリッヒ・エンゲルス著『空想から科学へ』を読む 全4回/18:45～/チューター:宮田和保(北海道教育大学名誉教授)

5月9日(木)～

ボトムアップで考える”子どもの貧困” 全3回/18:45～/於:愛生館サロン(愛生館ビル6F・南側奥)

5月10日(金)～

老いと向き合う 全5回/14:00～
「天皇制代替わりウォッチング」をしてみましょう 全5回/18:45～

5月13日(月)～

日本を売らせない!―水道民営化をめぐって 全5回/18:45～/於:愛生館サロン(愛生館ビル6F・南側奥)

5月15日(水)～

花さんの読書ゼミ パウロ・フレイレ『被抑圧者の教育学』を読む 全5回/14:00～/於:愛生館サロン(愛生館ビル6F・南側奥)/チューター:花崎皋平(著述業)

5月16日(木)～

基礎から学ぶ伝統楊式太極拳 全5回/18:45～/講師:原田稔(太極拳札幌交流協会)
ハングル 最初の一歩から 全36回/19:00～/講師:ヨ ジヨン(北大大学院)

5月17日(金)～

科学と芸術でみる古代史 全5回/18:45～/講師:くろだ としひこ(NPO小さなカレッジ代表)

5月22日(水)～

あなただけのエクササイズ・ナビゲーション・マップを作ろう 全5回/18:30～/講師:朝野 裕一(運動科楽社代表・理学療法士)

5月24日(金)～

アイヌが描く、アイヌモシリの未来 全5回/18:45～

5月27日(月)～

外国人技能実習生から考える人権問題 全3回/18:45～/於:愛生館サロン(愛生館ビル6F・南側奥)

5月31日(金)～

ひとつの夢、ひとつのコリア 全3回/18:45～

6月12日(水)～

黄金色の手しごと―道産小麦のストロー使用 全3回/10:00～/講師:土肥 信子(札幌村文化センター麦わら細工の会)

ゆうひろば

発行: NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」

〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目 愛生館ビル5F 501

・郵便振替口座: 02780-5-47036(名義:自由学校「遊」)



- ・TEL:011-252-6752
- ・FAX:011-252-6751
- ・syu@sapporoyu.org
- ・http://www.sapporoyu.org



オーガニック・自然食品専門店



おべんとうとおそうざい



札幌市中央区大通西23丁目
Tel 614-2406 Fax 614-3836
http://rarubatake.com
10時～19時(日～17時・祝～18時)